（高）別記要領様式第５号（要領４関係）

印紙

福祉系高校修学資金貸付契約書

　社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会長 〇〇　〇〇 （以下「甲」という。）と 〇〇　〇〇 （以下「乙」という。）は、群馬県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第３の規定により福祉系高校修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第１条　甲は、乙に対し次のとおり修学資金を貸し付けるものとする。

　　貸付総額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 内訳　　　　　修学準備金  　　　　　　　　　　　介護実習費  　　　　　　　　　　　国家試験受験対策費用  就職準備金 | 円  　　円  　　円  　　円 |

　　貸付期間　　　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

　　貸 付 日　福祉系高校修学資金：甲が連絡した日）

２　乙は、要綱第３の３に規定する貸付方法以外の貸付方法による貸付けを受けようとするときは、別紙によりその旨を甲に申し出てその承認を受けなければならない。

第２条　乙は、群馬県社会福祉協議会福祉系高校修学資金貸付事業運営要領（以下「要領」という。）１２（２）の規定により福祉系高校返還計画書を提出したときは、甲の指示するところにより修学資金の返還の債務を履行するものとする。

第３条　甲は、福祉系高校修学資金返還充当資金移行申請書により、要綱第８の福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行に該当するときは、甲は速やかに移行し、乙に通知することにより、福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業により契約したものとする。

第４条　甲は、乙が不正に修学資金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付けを受けた修学資金に相当する額を返還させるものとする。

２　前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

第５条　乙は、連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第６条　前各条に定めるもののほか、乙は、要綱及び要領に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第７条　この契約、要綱及び要領に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

　この契約を証するため本書２通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各１通を保有する。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　 前橋市新前橋町１３番地の１２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

　　 会　　長　 　　　　　　　 　　印

　　 乙　　住所

　　 氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　 連帯保証人　住所

　　 　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 連帯保証人　住所

　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印